

議案第10号

北本市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

北本市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和5年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(条例要配慮個人情報)

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、市が実施するパートナーシップの宣誓制度を内容とする記述等とする。

(帳簿の作成及び公表)

第4条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、自ら保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルのうち条例要配慮個人情報その他特に必要であると認めるものについて、法第75条第5項に規定する個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿として、市の機関が定めるところにより作成し、

公表するものとする。

(開示請求書等の記載事項)

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

2 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

3 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第6条 市の機関が行う開示決定等の期限に係る法第83条の規定の適用については、同条第1項中「30日」とあるのは「7日」と、同条第2項中「30日」とあるのは「23日」とする。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 市の機関が行う開示決定等の期限の特例に係る法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは「30日」と、「同条第1項」とあるのは「北本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）第6条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料（次号に掲げるものを除く。）の額 無料

(2) 写しの作成に係る手数料の額 北本市手数料条例（平成12年条例第9号）に定める額

2 写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第9条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、北本市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第49号）第1条に規定する北本市情報公

開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(北本市個人情報保護条例の廃止)

第2条 北本市個人情報保護条例（平成3年条例第42号）は、廃止する。

(北本市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の北本市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第27条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。）を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第15条、第16条、第17条第1項又は第17条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂

正、削除、目的外利用等の中止又は特定個人情報の利用の中止等については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録された個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 受託業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項の違反行為（第3項第1号に掲げる者がする行為を除く。）をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2項の罰金刑を科する。

6 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

7 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護運営審議会委員の項を削る。

（北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第5条 北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和56年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関の表北本市情報公開・個人情報保護運営審議会の項を削る。

（北本市情報公開条例の一部改正）

第6条 北本市情報公開条例（平成3年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、北本市個人情報保護条例（平成3年条例第42号）第3条第1項の規定により」を削る。

第5条中「とき」を「場合」に改める。

第7条第2項第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に改める。

第11条の次に次の2条を加える。

（公開請求の却下）

第11条の2 実施機関は、公開請求が第1条に規定するこの条例の目的を逸脱するものであり、権利の濫用であると認められるときは、当該公開請求を却下することができる。

2 前項の規定により公開請求を却下したときは、請求者に対し、速やかに、理由を付して、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前条第1項の規定は、公開請求の却下について準用する。

（公開決定等の期限の特例）

第11条の3 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にその全てについて公開決定等を

することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第11条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限

第15条第1項中「手数料は、次のとおり」を「手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 行政文書（前条第2項ただし書に規定する行政文書を複製したものを含む。）の写しの作成に係る手数料の額は、北本市手数料条例に定める額とする。

第16条中「作成及び」を削る。

第23条の見出しを「（行政文書の整備等）」に改め、同条第2項中「北本市情報公開・個人情報保護運営審議会」を「北本市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

（北本市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 前条の規定による改正後の北本市情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第7条、第11条の2、第11条の3、第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公開請求について適用し、同日前に行った公開請求については、なお従前の例による。

（北本市手数料条例の一部改正）

第8条 北本市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第83号を第85号とし、第56号から第82号までを2号ずつ繰り下げ、第55号の次に次の2号を加える。

- (56) 北本市情報公開条例第15条第2項に規定する行政文書の写しの作成に係る手数料の額 次の表に掲げる額

写しの作成の方法等		手数料の額
書面等を複写機により用紙に複写したものは電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの	白黒（日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）、A列4番（以下「A4」という。）、B列4番（以下「B4」という。）又はB列5番（以下「B5」という。）の場合に限る。）	用紙1枚につき10円
	白黒（A3を超える場合に限る。）	実費に相当する額
	カラー（A4、B4又はB5の場合に限る。）	用紙1枚につき50円
	カラー（A3の場合に限る。）	用紙1枚につき80円
	カラー（A3を超える場合に限る。）	実費に相当する額
電磁的記録に記録された事項を電磁的記録媒体に複写したもの		実費に相当する額

- (57) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の保有個人情報の開示に係る当該保有個人情報が記録されている行政文書の写しの作成に係る手数料の額 前号に規定する額

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項第56号及び第57号の手数料は、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

第3条第1項中「前条第1項第55号」を「前条第1項第55号から第57号まで」に改める。

第5条第8項中「第2条第1項第56号から第83号まで」を「第2条第1項第58号から第85号まで」に改める。

(北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第9条 北本市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に、「及び北本市個人情報保護条例(平成3年条例第42号。次条において「個人情報保護条例」という。)の規定に基づく審査請求」を「の規定に基づく審査請求、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の規定に基づく審査請求、情報公開条例第23条第2項の規定に規定する実施機関が審査会に意見を聴くこととされた事項及び北本市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。)第9条の規定に基づく諮問事項(以下これらを「事件等」という。)」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公開決定等 情報公開条例第11条第1項の決定及び第2項の決定並びに法第78条第1項第4号の開示決定等をいう。
- (2) 訂正等 法第90条第1項に規定する訂正及び法第98条第1項に規定する利用停止をいう。

第3条第2項中「うちから」の次に「、事件等ごとに」を加える。

第4条を次のように改める。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱された日から当該事件等に係る審議が終了するまでの期間とする。

第7条第1項中「審査会は、」の次に「審査請求に係る事件に関し」を加え、「実施機関」を「諮問庁(情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第4条に規定する市の機関をいう。以下同じ。)」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「実施機関」

を「諮問庁」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「実施機関」を「諮問庁」に改める。

第11条中「行う」の次に「審査請求に係る」を加える。

第12条中「諮問に対する」を「審査請求に係る」に改める。

(北本市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この条例の施行の日の前日において北本市情報公開・個人情報保護審査会の委員である者の任期は、前条による改正後の北本市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。